

綾 部 市 公 報

番 号 第 7 3 2 号
発行日 令和 5 年 6 月 1 日
発行所 綾部市役所

目 次

○ 告 示

- 綾部市国民健康保険被保険者証の無効告示
(市民・国保課)・・・1
- 住民税非課税世帯を対象とした産科受診等支援事業実施要綱の制定
(保健推進課)・・・2
- 地縁団体変更告示(七百石町自治会)
(市民協働課)・・・9
- 地縁団体変更告示(第一区自治会)
(市民協働課)・・・10
- 綾部市自殺対策計画策定委員会設置要綱の制定
(障害者支援課)・・・11
- 地縁団体認可告示(小仲自治会)
(市民協働課)・・・12
- 地縁団体変更告示(鳥居野自治会)
(市民協働課)・・・13
- 地縁団体変更告示(馬場自治会)
(市民協働課)・・・14
- 地縁団体変更告示(西原町自治会)
(市民協働課)・・・15
- 地縁団体認可告示(東山町自治会)
(市民協働課)・・・16
- 地縁団体変更告示(延近自治会)
(市民協働課)・・・17

- 地縁団体変更告示(八代自治会)
(市民協働課)・・・18
- 地縁団体変更告示(光野自治会)
(市民協働課)・・・19
- 綾部市満3歳以上教育・保育給付認定子どもに係る副食費助成事業実施要綱の一部改正
(こども支援課)・・・20
- 令和5年度綾部市国民健康保険料の料率告示
(市民・国保課)・・・21
- 綾部市空き家バンク事業実施要綱の制定
(定住・地域政策課)・・・22

○ 公 告

- 公示送達
(税務課)・・・44
- 公示送達
(税務課)・・・45
- 綾部市庁内ネットワークシステム用クライアント端末導入におけるLCMサービスに関する公募型プロポーザルの実施について
(行政デジタル推進課)・・・46
- 公示送達
(市民・国保課)・・・64
- 公示送達
(税務課)・・・65
- 公示送達
(税務課)・・・66
- 綾部市職員採用試験の実施について
(職員課)・・・67
- 綾部小学校エレベーター整備工事(建築本体工事)公募型

指名競争入札について (監理課) . . .	78
○教育委員会告示	
・令和5年度第2回綾部市教育 委員会招集告示	. . . 89
・綾部市部活動地域移行検討委 員会設置要綱の制定	. . . 90
○選挙管理委員会告示	
・綾部市条例の制定又は改廃等 の請求に要する有権者総数の 50分の1の数	. . . 92
・綾部市議会の解散等の請求に 要する有権者総数の3分の1 の数	. . . 93
・合併協議会設置協議について 投票請求に要する有権者総数 の6分の1の数	. . . 94

綾部市告示第121号

綾部市国民健康保険被保険者証の無効について

綾部市国民健康保険条例施行規則（平成8年綾部市規則第15号）第20条の規定に基づき、次の綾部市国民健康保険被保険者証は無効とする。

令和5年5月15日

綾部市長 山崎善也

証交付年月日	証記号・番号・枝番
令和4年 4月 1日	綾1209-21004・04

綾部市告示第 1 2 2 号

住民税非課税世帯を対象とした産科受診等支援事業実施要綱を次のように定める。

令和 5 年 5 月 1 6 日

綾部市長 山 崎 善 也

住民税非課税世帯を対象とした産科受診等支援事業実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、低所得の妊婦の経済的負担軽減を図るとともに、当該妊婦の状況を継続的に把握し、必要な支援につなげるため、住民税非課税世帯を対象とした産科受診等支援事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 産科受診等支援 住民税非課税世帯に属する妊婦に対し、初回産科受診料の補助を行い、必要に応じて市が医療機関と連携して支援を行うことをいう。
- (2) 実施医療機関 母子保健法（昭和 4 0 年法律第 1 4 1 号）第 1 3 条に基づく妊婦健康診査の実施について契約を締結した病院、診療所及び助産所をいう。

(対象者)

第 3 条 事業の利用の対象となる者は、次に掲げる要件全てに該当する者とする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

- (1) 初回産科受診時において本市に居住する者のうち、住民税非課税世帯に属するもので出産を希望する妊婦
- (2) 妊娠から出産、育児まで切れ目のない支援を行うため、医療機関と市が連携して支援を行うことに同意する妊婦

(補助金の額等)

第 4 条 初回産科受診料に対する補助金の額は、当該経費の 1 0 分の 1 0 以内の額とし、1 0, 0 0 0 円を上限とする。

2 補助金の交付は、1 回の妊娠につき 1 回限りとする。

(利用の申請)

第 5 条 事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、住民税非課税世帯を対象とした産科受診等支援事業利用申請書（様式第 1 号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(利用の決定等)

第 6 条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、利用の可否を決定し、住民税非課税世帯を対象とした産科受診等支援事業利用決定（却

下) 通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による利用の決定を行ったときは、申請者の受診した実施医療機関に対して、住民税非課税世帯を対象とした産科受診等支援事業に係る申請者情報提供書(様式第3号)により、情報提供するものとする。

3 市長は、前項の情報提供に当たり申請者の社会的環境及び身体的状況等について確認した情報を、可能な限り実施医療機関に提供するものとする。

4 市長は、実施医療機関からの申請者の妊婦健康診査の受診状況、受診結果等の情報提供に基づき、家庭訪問又は妊産婦支援事業等による支援を実施するほか、実施医療機関と連携して継続支援を行うものとする。

(利用決定の取消し等)

第7条 市長は、事業の利用申請を行った者が、虚偽の申請その他不正の手段により事業の利用決定を受け、又は補助金の交付を受けたときは、その決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

(利用申請の中止等)

第8条 第6条第1項の規定により事業の利用の決定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに住民税非課税世帯を対象とした産科受診等支援事業利用変更・中止届(様式第4号)に必要な書類を添えて、市長に届け出なければならない。

(1) 申請内容に変更が生じたとき。

(2) 事業の利用を中止しようとするとき。

(3) 対象者に該当しなくなったとき。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年5月16日から施行し、令和5年4月1日以降の初回産科受診から適用する。

様式第 1 号 (第 5 条関係)

(表)

年 月 日

綾部市長 様

住民税非課税世帯を対象とした産科受診等支援事業利用申請書

住民税非課税世帯を対象とした産科受診等支援事業実施要綱第 5 条の規定により、下記のとおり住民税非課税世帯を対象とした産科受診等支援事業の利用を申請します。また、申請に当たり、私及び私の世帯員の課税台帳を閲覧されることに同意します。

記

申 請 者			
フリガナ		生 年 月 日	
氏 名 (妊婦本人)		㊟	年 月 日
住 所	〒 綾部市 (電話番号)		
母子健康手帳 交付番号		母子健康手帳 交 付 日	年 月 日
初回受診日	年 月 日	支 払 金 額 (補助金交付申請額)	円
実施医療機関名			
出産意向の確認 支援への同意	出産を希望し、妊娠初期から子育て期にわたって、 切れ目のない支援を受けるため、医療機関と綾部市 が連携(必要に応じて、心身の状況等を情報共有等) して、妊娠経過を支援することに同意します。		<input type="checkbox"/> 同意します。
申請者の世帯の状況	※18歳以上の世帯員について記載をお願いします。		
妊婦との続柄	フリガナ		生 年 月 日
	氏 名		年 月 日
妊婦との続柄	フリガナ		生 年 月 日
	氏 名		年 月 日
妊婦との続柄	フリガナ		生 年 月 日
	氏 名		年 月 日
妊婦との続柄	フリガナ		生 年 月 日
	氏 名		年 月 日
妊婦との続柄	フリガナ		生 年 月 日
	氏 名		年 月 日

告 示

(裏)

初回産科受診に要した費用を既に支払ったので、下記指定口座への振込みを依頼します。

振 込 先 口 座	金 融 機 関 名	銀行 信用金庫 農協	本店 支店 支所
		金融機関コード	支店番号
	預 金 種 別	普通 ・ 当座	
	口 座 番 号		
	フリガナ		
口 座 名 義 人			

申請者氏名と異なる名義の口座に振込みを希望される場合、下欄に記入をお願いします。

委任状
私は、上記口座名義人に初回産科受診に要した費用の受領に関する一切の権限を委任します。 年 月 日 <div style="text-align: right;">申請者氏名 ⑩</div>

【提出書類】

<input type="checkbox"/>	初回産科受診に要した費用に係る領収書及び診療明細書の原本
<input type="checkbox"/>	申請者の本人確認ができる書類（マイナンバーカード、運転免許証等の写し）
<input type="checkbox"/>	受診料支払のための金融機関振込先が確認できるもの（通帳等の写し）

確認した課税状況は、適正に管理し、目的以外に使用することはいたしません。

.....ここから以下の記入は、不要です。.....

事 務 処 理 欄	本 人 確 認	1 点	マイナンバーカード ・ 運転免許証 ・ パスポート
		2 点	健康保険証 ・ 年金手帳 ・ その他 ()
	世帯の課税確認	本 人	非課税 ・ 課税 ・ 未申告 ・ 生保
		世 帯 員	非課税 ・ 課税 ・ 未申告 ・ 生保
確 認 者			

様式第 2 号（第 6 条関係）

第 号
年 月 日

様

綾部市長

印

住民税非課税世帯を対象とした産科受診等支援事業利用決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のありました住民税非課税世帯を対象とした産科受診等支援事業の利用について、下記のとおり決定しましたので、住民税非課税世帯を対象とした産科受診等支援事業実施要綱第 6 条の規定により通知します。

記

利 用 の 可 否	可・否（理由： ）	
利 用 者	氏 名	
	生 年 月 日	
	住 所	
実 施 医 療 機 関 名		
補 助 金 交 付 決 定 額	円	

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、綾部市長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定（この決定について上記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、綾部市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、提起することができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第 3 号（第 6 条関係）

年 月 日

実施医療機関名

御中

綾部市長

住民税非課税世帯を対象とした産科受診等支援事業に係る申請者情報提供書

住民税非課税世帯を対象とした産科受診等支援事業実施要綱第 6 条の規定に基づき、住民税非課税世帯を対象とした産科受診等支援事業に係る申請者情報を下記のとおり提供します。妊婦健康診査受診時に、妊婦や胎児に異常が判明した場合、妊婦健康診査未受診の場合等に御連絡いただきますようお願いいたします。

記

1 申請者情報

フリガナ	
申請者氏名	
住 所	
電 話 番 号	
支 援 へ の 同 意	あり（別添同意書参照）

2 妊娠届出時の情報

届 出 年 月 日	年 月 日
届 出 時 の 様 子	
家 庭 の 状 況 等	
今 後 の 支 援 計 画	

3 添付書類

- ・実施医療機関と綾部市との情報共有に関する同意書の写し
- ・妊娠届出時のアンケート結果や支援計画等（情報提供可能な場合）

様式第 4 号（第 8 条関係）

年 月 日

綾部市長 様

住 所
氏 名

住民税非課税世帯を対象とした産科受診等支援事業利用変更・中止届

年 月 日付け 第 号で決定を受けた住民税非課税世帯を対象とした産科受診等支援事業の利用について、下記のとおり（変更・中止）したいので、住民税非課税世帯を対象とした産科受診等支援事業実施要綱第 8 条の規定により届け出ます。

記

利 用 者	フリガナ 氏 名		生年月日	年 月 日
	住 所			
区 分	<input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 中止			
内 容 及 び 理 由				

綾部市告示第124号

地縁による団体「七百石町自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

令和5年5月17日

綾部市長 山 崎 善 也

1 変更があった事項及びその内容

代表者を 綾部市七百石町鳥ヶ坪4 諏 訪 能 彦 に変更する

2 変更の年月日

令和5年4月1日

3 変更の理由

任期満了による交代

綾部市告示第125号

地縁による団体「第一区自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

令和5年5月17日

綾部市長 山 崎 善 也

1 変更があった事項及びその内容

代表者を 綾部市睦合町在中22 水 口 洋 一 に変更する

2 変更の年月日

令和5年4月1日

3 変更の理由

任期満了による交代

綾部市告示第 1 2 6 号

綾部市自殺対策計画策定委員会設置要綱を次のように定める。

令和 5 年 5 月 1 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市自殺対策計画策定委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 綾部市における自殺対策に関する課題を明らかにし、自殺対策基本法（平成 1 8 年法律第 8 5 号）第 1 3 条第 2 項に規定する市町村自殺対策計画を策定するため、綾部市自殺対策計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第 2 条 委員会は、委員 1 1 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の役職員
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 3 条 委員の任期は、所要の事務が終了したときまでとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、自殺対策担当課において行う。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この告示は、令和 5 年 5 月 1 7 日から施行する。
- 2 この告示は、綾部市自殺対策計画の策定日をもってその効力を失う。

綾部市告示第127号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第5項の規定に基づき、地縁による団体を次のとおり認可したので、同条第10項の規定により告示する。

令和5年5月22日

綾部市長 山 崎 善 也

1 名 称

小仲自治会

2 規約に定める目的

本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- (2) 美化・清掃等区域内の環境の整備
- (3) 集会施設の維持管理
- (4) 公民館活動に関する事
- (5) 区域内の営農に関する事
- (6) 水源林の善良な維持・管理
- (7) 山の緑を守るために育林・林道を整備して自然環境の保全管理

3 区 域

本会の区域は、綾部市故屋岡町小中下から神子谷下までの区域とする。

4 主たる事務所

京都府綾部市故屋岡町小中谷1番地に置く。

5 代表者

綾部市故屋岡町小中43-1
仲井 良彰

6 裁判所による代表者の職務執行の停止並びに職務代行者の選任

無し

7 代理人

無し

8 規約に定める解散事由

地方自治法第260条の20の規定による

9 認可年月日

令和5年5月22日

綾部市告示第128号

地縁による団体「鳥居野自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

令和5年5月22日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 変更があった事項及びその内容
代表者住所を 綾部市上杉町門ノ坪30-3 に変更する
- 2 変更の年月日
令和5年4月1日
- 3 変更の理由
代表者住所の変更

綾部市告示第129号

地縁による団体「馬場自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

令和5年5月22日

綾部市長 山 崎 善 也

1 変更があった事項及びその内容

代表者を 綾部市八津合町馬場崎2番地の1 藤 崎 利 浩 に変更する
代理人を 綾部市八津合町馬場80番地 西 川 卓 男 に変更する

2 変更の年月日

令和5年4月1日

3 変更の理由

任満了による交代

綾部市告示第130号

地縁による団体「西原町自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

令和5年5月22日

綾部市長 山 崎 善 也

1 変更があった事項及びその内容

代表者を 綾部市西原町上地19 西 村 潔 に変更する

2 変更の年月日

令和5年4月9日

3 変更の理由

任期満了による交代

綾部市告示第131号

地縁による団体「東山町自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

令和5年5月22日

綾部市長 山 崎 善 也

1 変更があった事項及びその内容

代表者を 綾部市東山町山家74-1 永 井 環 に変更する

2 変更の年月日

令和5年4月1日

3 変更の理由

任期満了による交代

綾部市告示第132号

地縁による団体「延近自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

令和5年5月22日

綾部市長 山 崎 善 也

1 変更があった事項及びその内容

代表者を 綾部市上杉町西綱手11 鍋 師 広 隆 に変更する

2 変更の年月日

令和5年4月1日

3 変更の理由

任期満了による交代

綾部市告示第133号

地縁による団体「八代自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

令和5年5月22日

綾部市長 山 崎 善 也

1 変更があった事項及びその内容

代表者を 綾部市故屋岡町仲道24 諏 訪 賢 司 に変更する

2 変更の年月日

令和5年4月1日

3 変更の理由

任期満了による交代

綾部市告示第134号

地縁による団体「光野自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

令和5年5月22日

綾部市長 山 崎 善 也

1 変更があった事項及びその内容

代表者を 綾部市光野町沢田9番地 澁 谷 満 男 に変更する

2 変更の年月日

令和5年4月1日

3 変更の理由

任期満了による交代

綾部市告示第135号

綾部市満3歳以上教育・保育給付認定子どもに係る副食費助成事業実施要綱（令和元年綾部市告示第213号）の一部を次のように改正する。

令和5年5月26日

綾部市長 山 崎 善 也

第4条第1号中「法第19条第1項第2号」を「法第19条第2号」に、「月額4,500円」を「月額4,700円」に改める。

附 則

この告示は、令和5年5月26日から施行する。

綾部市告示第136号

令和5年度綾部市国民健康保険料の料率を次のように定めたので、綾部市国民健康保険条例（昭和34年綾部市条例第11号）第15条第3項及び第15条の6の5第3項並びに第15条の11第3項の規定により告示する。

令和5年5月31日

綾部市長 山崎善也

区 分	賦 課 対 象	料 率		
		基礎賦課額	後期高齢者支援 金等賦課額	介護納付金 賦 課 額
所 得 割	賦 課 基 準 額	7.10%	2.69%	3.04%
被保険者均等割	被保険者1人 当たり年額	20,400円	7,700円	10,500円
未就学児均等割	未就学児1人 当たり年額	10,200円	3,850円	
世帯別平等割	1世帯当たり 年額	14,500円	5,500円	5,400円

綾部市告示第137号

綾部市空き家バンク事業実施要綱を次のように定める。

令和5年6月1日

綾部市長 山崎 善也

綾部市空き家バンク事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、綾部市における空き家を有効活用し、市内への定住促進及び地域の活性化を図るため、あやべ定住サポート総合窓口において実施する空き家バンク事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 空き家 人の居住を目的として建築された市内に所在する建物及びその敷地（当該建物及びその敷地以外に附属するその他の土地建物を含む。）のうち、現に居住者がいないもの（近く居住しなくなる予定のものを含む。）をいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 集合住宅で賃貸営業用のもの

イ 社宅、寮その他これらに類する住宅

ウ その他市長が不相当と認めるもの

(2) 所有者等 空き家に係る所有権その他の権利により、当該空き家の売却又は賃貸を行うことができる者をいう。

(3) あやべ定住サポート総合窓口 市内への定住等を希望する者に対し、空き家の紹介その他定住等に関する総合的な支援を行う窓口をいう。

(4) 空き家バンク 空き家の売却又は賃貸を希望する所有者等から申込みを受け登録した空き家の情報を、市内への定住等を目的として空き家の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）に情報提供する制度をいう。

(5) 媒介事業者 綾部商工会議所不動産部会に所属する宅地建物取引業者をいう。

(空き家の登録申込み等)

第3条 空き家バンクに空き家を登録しようとする所有者等は、綾部市空き家バンク登録申込書（様式第1号）及び綾部市空き家バンク登録カード（様式第2号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による登録の申込みがあった場合において、その内容を確認の上、適当であると認めたときは、空き家情報登録台帳に登録し、綾部商工会議所を通じて媒介事業者に対し当該空き家の媒介等に係る協力を依頼するものとする。

- 3 市長は、前項の協力依頼により媒介事業者が決定したときは、当該申込者に対し綾部市空き家バンク登録完了通知書（様式第3号）により通知するものとする。
- 4 市長は、第2項の規定による登録をしていない空き家で、空き家バンクへの登録が適当と認めるものは、当該所有者等に対し空き家バンクへの登録を勧めることができる。
- 5 市長は、第1項の規定による登録の申込みについて、次の各号のいずれかに該当し第2項の規定による登録が認められないときは、綾部市空き家バンク登録却下通知書（様式第4号）により、当該申込者に通知するものとする。
 - (1) 所有者等が綾部市暴力団排除条例（平成24年綾部市条例第37号）第2条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団員等又は同条第4号に規定する暴力団密接関係者であると認められる者であるとき。
 - (2) 空き家が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 法令等の規定に違反するものであるとき。
 - イ 空き家の状態又は周囲の環境等から判断し、当該空き家を利用する者に不利益を及ぼすおそれがあるとき。
 - (3) 所有者等が法人又はその他の団体であるとき。ただし、媒介事業者は除く。
 - (4) その他市長が適当でないと認めるとき。
- 6 市長は、必要に応じて第2項の規定により登録した、空き家の調査を行うことができる。

（空き家の登録事項の変更）

第4条 前条第3項の規定による登録完了の通知を受けた者（以下「空き家登録者」という。）は、当該登録事項に変更が生じたときは、速やかに綾部市空き家バンク登録変更申出書（様式第5号）及び変更箇所を記入した綾部市空き家バンク登録カードを、市長に提出しなければならない。

（空き家の登録の抹消）

第5条 空き家登録者は、空き家バンクの登録抹消を希望するとき、又は当該空き家に係る所有権その他の権利に異動があったときは、綾部市空き家バンク登録抹消申出書（様式第6号）を速やかに市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、空き家登録者から前項の規定による申出があったとき、又は次の各号のいずれかに該当するときは、登録された空き家を空き家情報登録台帳から抹消し、綾部市空き家バンク登録抹消通知書（様式第7号）により、当該登録者に通知するものとする。
 - (1) 当該空き家に係る所有権その他の権利に異動があったとき。
 - (2) 登録から2年を経過したとき。ただし、改めて登録申込みを行い再登録したときは、この限りでない。
 - (3) 登録の内容に虚偽があったとき。
 - (4) その他市長が適当でないと認めたとき。

（利用希望者の登録申込み等）

第6条 利用希望者は、綾部市空き家バンク利用登録申込書（様式第8号）及び綾部市空き家バンク利用者カード（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容を確認し、次の各

号のいずれかに該当する者を空き家バンク利用者登録台帳に登録するものとする。

- (1) 生活の本拠地として自らが空き家に居住し、自治会への加入及び地域活動への積極的な参加等、地域住民と協調して生活ができる者
- (2) その他市長が適当と認めた者
(利用登録者の登録事項の変更)

第7条 前条第2項の規定により空き家バンク利用者登録台帳に登録された利用希望者(以下「利用登録者」という。)は、当該登録事項に変更が生じたときは、速やかに綾部市空き家バンク利用登録変更申出書(様式第10号)及び変更箇所を記入した綾部市空き家バンク利用者カードを、市長に提出しなければならない。

(利用登録者の登録抹消)

第8条 市長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、空き家バンク利用者登録台帳から抹消し、綾部市空き家バンク利用登録抹消通知書(様式第11号)により、当該利用登録者に通知するものとする。

- (1) 利用登録者から、綾部市空き家バンク利用登録抹消申出書(様式第12号)の提出があったとき。
- (2) 第6条第2項の要件に該当しなくなったとき。
- (3) 空き家を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められたとき。
- (4) 登録の内容に虚偽があったとき。
- (5) 登録から2年を経過したとき。ただし、改めて登録申込みを行い再登録したときは、この限りでない。
- (6) その他市長が適当でないとき。

(交渉の申込み等)

第9条 空き家バンクに登録された空き家を見学し、当該空き家の購入又は賃借の交渉を希望する利用登録者(以下「交渉申込者」という。)は、綾部市空き家バンク交渉申込書(様式第13号)に綾部市空き家バンク交渉申込物件確認書(様式第14号)を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、交渉申込者は、空き家バンクに登録された他の空き家の購入又は賃借に関する交渉を同時に申込みことはできない。

2 市長は、前項による申込みがあったときは、空き家登録者及び媒介事業者に対し、当該申込書の写しの送付をもって通知するものとする。

3 市長は、空き家登録者及び交渉申込者の交渉について、媒介事業者に依頼するものとする。

(契約等)

第10条 空き家登録者及び交渉申込者との空き家に関する売買又は賃貸借の契約については、媒介事業者が仲介するものとする。

2 契約等に関する一切の紛争等については、当事者間で解決するものとする。

(情報提供等)

第11条 市長は、空き家登録者及び利用登録者に対し、必要に応じて空き家バンクに登録された情報を提供するものとする。

(個人情報取扱)

第12条 市長は、空き家バンクに登録された個人情報を取り扱うに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、個人情報の漏えいがないよう適切に管理し、当該個人情報を本事業の目的以外に利用してはならない。

(適用上の注意)

第13条 この要綱の規定は、空き家バンクに登録された空き家以外の空き家の取引を妨げるものではない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、令和5年6月1日から施行する。
- 2 この告示の施行の日前に綾部市空き家バンクに登録されている空き家は、この告示に基づき登録されたものとみなす。
- 3 この告示の施行の日前になされた申込み、通知その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

様式第 1 号（第 3 条関係）

年 月 日

綾部市長 様

空き家登録申込者

住所

氏名

㊞

綾部市空き家バンク登録申込書

綾部市空き家バンク事業実施要綱の趣旨及び内容並びに下記同意事項を理解し、同要綱第 3 条第 1 項の規定により、下記のとおり誓約の上、空き家バンクに物件登録を申し込みます。

記

1 同意事項

- (1) 契約交渉については、綾部商工会議所不動産部会に媒介を依頼し、綾部商工会議所不動産部会に情報を提供されることに同意します。
- (2) 登録した空き家の情報の一部（所在地、物件概要及び写真）について、ホームページや広報紙等で一般に公開されることに同意します。
- (3) 登録内容の確認に際し、担当職員が課税台帳等を閲覧し、又はそれらの写しを取得し、若しくは保有することに同意します。

2 誓約事項

- (1) 登録のための空き家調査及び問合せには、誠意をもって協力することを誓約します。
- (2) 空き家バンクに登録し、空き家を売却し、又は賃貸することについて、親族及び相続関係者から同意が得られていることを誓約します。
- (3) 登録内容は、別紙「綾部市空き家バンク登録カード（様式第 2 号）」に記載のとおりであることを誓約します。
- (4) 利用希望者との交渉及び契約には誠意をもって臨み、疑義、紛争等については当事者間で解決に当たることを誓約します。
- (5) 物件の所有者等が、綾部市暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員、同条

第 3 号に規定する暴力団員等又は同条第 4 号に規定する暴力団密接関係者でないことを誓約します。

3 添付書類

空き家所有者等の身分証明書の写し

4 注意事項

- (1) 綾部市では、情報の提供や必要に応じて連絡調整は行いますが、空き家登録者と利用登録者間で行う物件の売買又は賃貸借に関する交渉、契約に関しての媒介行為は行っていません。媒介行為に係る業務については綾部商工会議所不動産部会に市から依頼します。なお、綾部商工会議所不動産部会が媒介した場合、媒介に係る報酬については、宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）第 46 条第 1 項の規定に基づく額の範囲となります。
- (2) 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の規定に基づき、申込みをされた個人情報は、本事業の目的以外の用途に利用しません。

様式第 2 号（第 3 条、第 4 条関係）

綾部市空き家バンク登録カード

（太枠内のみ記入してください。）

物件番号			<input type="checkbox"/> 売却	<input type="checkbox"/> 賃貸	自治会名	自治会	
物件所在地	綾部市						
所有者等	住所	〒 -					
	氏名				電話	- -	
	携帯電話	- -			F A X	- -	
	E-mail	@					
その他先 連絡	住所	〒 -					
	氏名				電話	- -	
	携帯電話	- -			F A X	- -	
	E-mail	@					
希望価格	売却	万円					
	賃貸	月額	万円（敷金：		万円・礼金	万円）	
物件の 概要	面積	土地	㎡				
		建物	<input type="checkbox"/> 平家建（ ㎡） <input type="checkbox"/> 2階建（1階： ㎡）（2階： ㎡）				
	構造	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 軽量鉄骨造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート <input type="checkbox"/> その他（ ）					
	屋根の構造	<input type="checkbox"/> 瓦葺 <input type="checkbox"/> トタン葺 <input type="checkbox"/> その他（ ）					
	補修の要否	<input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 必要（箇所： ）					
	補修の費用負担	<input type="checkbox"/> 入居者 <input type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> 応相談					
	附帯 物	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 田（ ㎡） <input type="checkbox"/> 畑（ ㎡） <input type="checkbox"/> 山林（ ㎡） <input type="checkbox"/> 原野（ ㎡） <input type="checkbox"/> その他（ ㎡）				
			<input type="checkbox"/> 離れ（棟） <input type="checkbox"/> 蔵（棟） <input type="checkbox"/> 倉庫（棟） <input type="checkbox"/> 小屋（棟） <input type="checkbox"/> 車庫（棟） <input type="checkbox"/> その他（ ）				
		<input type="checkbox"/> 無					
	利用状況	【 年 月頃まで入居】 <input type="checkbox"/> 入居中 <input type="checkbox"/> 管理中 <input type="checkbox"/> 管理無（ 年頃から） <input type="checkbox"/> その他（ ）					
物件の 状態	雨漏り	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（箇所： ）					
	シロアリ被害	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（箇所： ）					
	給排水設備の故障	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（箇所： ）					
	浸水・火災・事件等	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（内容： ）					

告 示

設 備 状 況	電 気	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
		状態： <input type="checkbox"/> 使用可 <input type="checkbox"/> 停止中		
	ガ ス	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
		状態： <input type="checkbox"/> 使用可 <input type="checkbox"/> 撤去済		
	水 道	<input type="checkbox"/> 上水道 <input type="checkbox"/> 井戸水 <input type="checkbox"/> 山水 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
		状態： <input type="checkbox"/> 使用可 <input type="checkbox"/> 停止中 <input type="checkbox"/> 使用不可 <input type="checkbox"/> 不明		
	下 水	<input type="checkbox"/> 下水道 <input type="checkbox"/> 浄化槽 <input type="checkbox"/> 汲み取り		
		状態： <input type="checkbox"/> 使用可 <input type="checkbox"/> 使用不可 <input type="checkbox"/> 停止中 <input type="checkbox"/> 不明		
給湯器	<input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 灯油			
	状態： <input type="checkbox"/> 使用可 <input type="checkbox"/> 使用不可 <input type="checkbox"/> 不明			
テレビ	<input type="checkbox"/> 自宅アンテナ <input type="checkbox"/> 共聴（引込： <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無・ <input type="checkbox"/> 不明）			
駐車場	<input type="checkbox"/> 有（ 台） <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> その他（ ）			
ペット	※賃貸のみ <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 要相談			
市 内 施 設 ま だ の 距 離	施 設 名	距 離	施 設 名	距 離
	綾部市役所まで	km（ ）	小学校まで	km
	J R綾部駅まで	km（ ）	中学校まで	km
	あやバス（ ）線 （ ）バス停まで	km（ ）	小・中一貫校まで	km
接 道 状 況	<input type="checkbox"/> 国道 <input type="checkbox"/> 府道 <input type="checkbox"/> 市道 （ ）線から（ m接道）			
特 記 事 項 そ の 他				

※抵当権の設定がされている場合や相続登記の必要がある場合は、特記事項に記入してください。

（以下、申込者は記入不要です。）

受 付 日	年 月 日	現 地 確 認 日	年 月 日
登 録 日	年 月 日	有 効 期 限	年 月 日
結 果	契約成立日 年 月 日		
	登録抹消日 年 月 日 理由：		

様式第 3 号（第 3 条関係）

第 号
年 月 日

空き家登録申込者
様

綾部市長



綾部市空き家バンク登録完了通知書

綾部市空き家バンク事業実施要綱第 3 条第 3 項の規定により、下記のとおり空き家バンクに登録が完了したので通知します。

記

物 件 番 号	
媒 介 事 業 者	
登 録 日	年 月 日
有 効 期 限	年 月 日

注意事項

- 1 変更が生じた場合は、綾部市空き家バンク登録変更申出書（様式第 5 号）により速やかに手続を行ってください。
- 2 利用登録者との売買又は賃貸借の意思合意後は、綾部市空き家バンク登録抹消申出書（様式第 6 号）による登録抹消は原則できませんのでご注意ください。

様式第 4 号（第 3 条関係）

第 号
年 月 日

空き家登録申込者
様

綾部市長



綾部市空き家バンク登録却下通知書

年 月 日付けで申込みのあった内容については、下記のとおり却下しましたので、綾部市空き家バンク事業実施要綱第 3 条第 5 項の規定により、通知します。

記

物 件 所 在 地	綾部市
却 下 の 理 由	

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、綾部市長に対して審査請求をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定（この決定について上記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、綾部市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、提起することができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

様式第 5 号（第 4 条関係）

年 月 日

綾部市長 様

空き家登録者

住所

氏名

綾部市空き家バンク登録変更申出書

綾部市空き家バンク事業実施要綱第 4 条の規定により、登録事項の変更を申し出ます。

物件番号 :

変更事項 : 綾部市空き家バンク登録カード（様式第 2 号）による。

※綾部市空き家バンク登録カードに変更箇所を記入し、併せて提出してください。

様式第 6 号（第 5 条関係）

年 月 日

綾部市長 様

空き家登録者
住所
氏名

綾部市空き家バンク登録抹消申出書

綾部市空き家バンク事業実施要綱第 5 条第 1 項の規定により、下記の理由により空き家バンクへの登録を抹消したいので申し出ます。

記

物 件 番 号	
物 件 所 在 地	綾部市
抹 消 の 理 由	

様式第 7 号（第 5 条関係）

第 号
年 月 日

空き家登録者

様

綾部市長



綾部市空き家バンク登録抹消通知書

綾部市空き家バンク事業実施要綱第 5 条第 2 項の規定により、下記のとおり空き家情報登録台帳の登録を抹消しましたので通知します。

記

物 件 番 号	
登 録 抹 消 日	年 月 日
物 件 所 在 地	綾部市
抹 消 の 理 由	

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、綾部市長に対して審査請求をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定（この決定について上記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、綾部市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、提起することができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

様式第 8 号（第 6 条関係）

年 月 日

綾部市長 様

利用登録申込者

住所

氏名

綾部市空き家バンク利用登録申込書

綾部市空き家バンク事業実施要綱の趣旨及び内容を理解し、同要綱第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり誓約の上、空き家バンクの利用登録を申し込みます。

記

- 1 登録内容は、綾部市空き家バンク利用者カード（様式第 9 号）に記載のとおりです。
- 2 私は、定住等することを目的に空き家バンクを利用します。
- 3 自治会に加入し、積極的に地域活動に協力します。

注意事項

個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）の規定に基づき、申込みをされた個人情報は、本事業の目的以外の用途に利用しません。

様式第9号（第6条、第7条関係）

■綾部市空き家バンク利用者カード

申込日： 年 月 日

ふりがな 氏 名					
住 所	〒 -				
連 絡 先	電 話		F A X		
	携 帯 電 話		そ の 他 連 絡 先		
	E-m a i l	@			
家 族 構 成 (同居予定者)	氏 名	生年月日（西暦）	年 齢	続 柄	職 業（学生の場合は学年）
				本 人	
移 住 目 的	<input type="checkbox"/> 起業 <input type="checkbox"/> 就職 <input type="checkbox"/> 就農 <input type="checkbox"/> 子育て <input type="checkbox"/> その他 ※具体的にご記入ください。				
	内容：				
移 住 希 望 時 期	<input type="checkbox"/> 今すぐに <input type="checkbox"/> 1年以内に <input type="checkbox"/> 移住希望時期（ 年 月頃 ） <input type="checkbox"/> その他（ ）				
	<input type="checkbox"/> 購入（ 万円程度 ） <input type="checkbox"/> 賃貸（ 万円／月 程度 ） ※その他条件がある場合はご記入ください。				
物 件 探 し の 状 況	<input type="checkbox"/> 綾部市で物件を探している。 <input type="checkbox"/> 複数地域で物件を探している。 <input type="checkbox"/> その他（ ）				
当 窓 口 を 知 っ た き っ かけ	<input type="checkbox"/> 移住立国あやべホームページ <input type="checkbox"/> 友人・知人からの紹介 <input type="checkbox"/> イベント（ ） <input type="checkbox"/> ホームページ等（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）				
情 報 提 供 希 望 の 有 無	<input type="checkbox"/> あやべ定住サポートメールマガジン ※新規物件やイベントに関する情報を配信します。				
	<input type="checkbox"/> 求人情報（ハローワーク求人情報、就職相談、セミナーなど） ※市担当部局に情報共有することについて同意します。				
	<input type="checkbox"/> 他市への情報提供を希望する（ <input type="checkbox"/> 福知山市 <input type="checkbox"/> 舞鶴市） ※登録内容を他市と共有することについて同意します。				
	<input type="checkbox"/> 希望しない				

告 示

(以下、申込者は記入不要です。)

受 付 日	年 月 日	有 効 期 限	年 月 日
結 果	契約成立日	年 月 日	
	登録抹消日	年 月 日	
	理由：		

様式第 10 号（第 7 条関係）

年 月 日

綾部市長 様

利用登録者

住所

氏名

綾部市空き家バンク利用登録変更申出書

綾部市空き家バンク事業実施要綱第 7 条の規定により、下記のとおり登録事項に変更がありましたので申し出ます。

記

変更事項 : 綾部市空き家バンク利用者カード（様式第 9 号）による。

※綾部市空き家バンク利用者カードに変更箇所を記入し、併せて提出してください。

様式第 1 1 号（第 8 条関係）

第 号
年 月 日

利用登録者

様

綾部市長



綾部市空き家バンク利用登録抹消通知書

綾部市空き家バンク事業実施要綱第 8 条の規定により、下記のとおり空き家バンク利用者登録台帳の登録を抹消しましたので通知します。

記

登 録 日	年 月 日
抹 消 理 由	

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、綾部市長に対して審査請求をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定（この決定について上記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、綾部市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、提起することができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

様式第 1 2 号（第 8 条関係）

年 月 日

綾部市長

様

利用登録者

住所

氏名

綾部市空き家バンク利用登録抹消申出書

綾部市空き家バンク事業実施要綱第 8 条の規定により、下記の理由により空き家バンクへの登録を抹消したいので申し出ます。

記

登 録 日	年 月 日
抹 消 理 由	

様式第 1 3 号 (第 9 条関係)

年 月 日

綾部市長 様

交渉申込者

住所

氏名

綾部市空き家バンク交渉申込書

空き家バンクに登録されている下記空き家について、綾部市空き家バンク事業実施要綱第 9 条の規定により交渉を申し込みます。

記

物件番号		物件種別	<input type="checkbox"/> 購入 <input type="checkbox"/> 賃貸
希望価格		入居希望時期	年 月 日
入居予定者	氏名	続柄	年齢
		本人	
備考欄			

様式第 1 4 号 (第 9 条関係)

年 月 日

綾部市長 様

利用登録者

住所

氏名

印

綾部市空き家バンク交渉申込物件確認書

■土地

所在地				地目	地積 (㎡)	備考
町名	字名	地番	枝番			

■家屋

所在地	町
延床面積	㎡

■その他

1 注意事項

- (1) 交渉の結果は、空き家登録者と面談の上、決定します。
- (2) 空き家登録者との売買又は賃貸借の意思合意後は、特段の事情のない限り申込みの撤回はできませんので、十分検討の上、お申し込みください。
- (3) 当該空き家が所在する自治会の内容を把握し、承知した上で空き家登録者との売買又は賃貸借契約を行うため、契約締結までに自治会長等と面談を行います。

2 誓約事項

- (1) 空き家登録者との交渉及び契約には誠意をもって臨み、疑義、紛争等については当

事者間で解決に当たることを誓約します。

- (2) 当該空き家に農地が付随する場合は、農地の適切な管理及び耕作、農道・水路の適切な管理を行い、農家資格の取得に努めることを誓約します。

綾部市公告第40号

次の書類は、地方税法第20条の2の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市企画総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

令和5年5月8日

綾部市長 山 崎 善 也

(以下掲示済)

綾部市公告第 4 1 号

次の書類は、地方税法第 2 0 条の 2 の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市企画総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

令和 5 年 5 月 1 0 日

綾部市長 山 崎 善 也

(以下掲示済)

綾部市公告第 4 2 号

綾部市庁内ネットワークシステム用クライアント端末導入における LCM サービスに関する公募型プロポーザルの実施について、次のとおりお知らせしますので、参加希望者は参加表明書等を提出してください。

令和 5 年 5 月 1 8 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市庁内ネットワークシステム用クライアント端末に係る LCM 契約について、優先交渉権者の選定にあたり別添「綾部市庁内ネットワークシステム用クライアント端末導入における LCM サービスの公募型プロポーザル実施要項」に基づき実施します。

綾部市庁内ネットワークシステム用
クライアント端末導入における LCM サービスの
公募型プロポーザル実施要項

令和 5 年 5 月

綾部市企画総務部行政デジタル推進課

1. 目的

この要項は、本市の庁内ネットワークシステム用クライアント端末の選定から廃棄までのライフサイクル全般をアウトソーシングし職員の業務改善を推進していくと共に、環境保全の観点から、廃棄物の削減や再利用のリユース品を使用することによる環境負荷を軽減することを目的とします。

2. 業務概要

(1) 業務名

綾部市庁内ネットワークシステム用クライアント端末に係るLCM契約について

(2) 業務内容

別添1「綾部市庁内ネットワークシステム用クライアント端末に係る LCM 契約仕様書」(以下、「仕様書」という。)のとおり。

(3) 業務期間

契約締結日から令和6年3月31日(木)まで

(4) 契約金額上限額

2, 8 6 4, 4 0 0 円 (消費税及び地方消費税を含む。)

3. 参加資格要件

本業務のプロポーザルに参加しようとする者は、次の要件を全て満たしていなければならない。

参加資格の確認基準日は、本業務の募集開始日とし契約締結までの期間に資格要件を欠くような事態が生じた場合、契約締結は行わないものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法(平成11年法律第225条)又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、若しくは破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (3) 綾部市暴力団等排除措置要綱(平成23年綾部市告示第10号)別表に掲げる措置要件のいずれかに該当しないこと。
- (4) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に抵触しないこと。
- (5) 国税及び本市市税を滞納していないこと。
- (6) 本市から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (7) 過去5年間に本業務と同種もしくは類似業務の実績を有していること。なお、実績については現在業務実施中のものも含むものとする。

4. 募集及び選定スケジュール

本業務のプロポーザルに関するスケジュールは次のとおりとする。なお、スケジュール

に変更が生じた場合は、参加者に対し、改めて期日を通知する。

期日	項目	備考
令和5年5月18日（木）	公募開始	市ホームページ及び公告
令和5年5月23日（火） 午後5時	質問書提出期限	電子メール
令和5年5月26日（金）	質問書回答	電子メール（必要に応じて市ホームページ）
令和5年6月5日（月） 午後5時	参加申請期限	持参又は郵送
令和5年6月6日（火）	一次審査（書類審査）	参加者が4者以上あった場合のみ 第一次選定委員会が実施
令和5年6月8日（木）	一次審査結果通知及び二次審査案内	郵送及び電子メール
令和5年6月16日（金） 午後	二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング審査）	第二次選定委員会が実施
令和5年6月23日（金）	二次審査結果通知	郵送及び電子メール
令和5年6月下旬	契約協議・契約締結	

5. 質問書の提出

本事業の内容について質問のある場合は、質問書（様式第5号）を電子メールにて提出すること。質問は取りまとめて電子メールで回答するが、必要に応じて綾部市ホームページでも公表を行う。ただし、質問書提出期限は令和5年5月23日（火）午後5時必着とし、期限後の質問に関しては一切受け付けない。

6. 参加申請手続

本事業のプロポーザルに参加を希望する者は、次に定める書類を提出すること。

（1）提出書類

- ①参加表明書（様式第1号）
- ②企業概要書（様式第2号）
- ③業務実績書（様式第3号）
- ④業務実施体制書（様式第4号）
- ⑤企画提案書（任意様式）
- ⑥見積書（様式第6-1号、様式第6-2号）
- ⑦見積明細書、積算内訳書（任意様式）
- ⑧財務諸表
- ⑨登記簿謄本
- ⑩納税証明書

(2) 企画提案書等に関する事項

① 様式等

- ・用紙の規格は、A4判縦横書きとします。
- ・文章を補完するために、写真、イラスト、図面等を使用しても構いません。

② 提案項目

- ・LCMサービスについて
 1. サービス概要
 2. 導入、運用支援について

③ 業務実施体制等について

- ・総括責任者および業務担当者について
- ・業務実施体制について

④ 業務実施スケジュールについて

(3) 見積書に関する事項

提出する見積書は下記のとおりとする。

- ① 令和5年度に導入及び支援にかかる費用は、業務概要2の(4)の契約金額上限額の範囲内とすることとし、様式第6-1号を用いて提出すること。
- ② 令和6年度～令和9年度の今後4年間に必要と想定される費用を、様式第6-2号を用いて年度毎の費用として提出すること。(見積の要件は、本件の仕様書とおりにしてください。)
- ③ 明細書、積算内訳書(任意様式)を添付のこと。
- ④ 正本には必ず日付記載、代表者印押印のこと。

(4) 提出書類の部数

正本1部、副本9部(副本については写し可とする。)

(5) 提出方法

持参又は郵送(持参の場合は平日午前9時～午後5時までとする。郵送は書留郵便により提出期限までに必着のこと。なお、郵送により提出する場合は提出期限までに電話により連絡すること。)

提出書類様式は綾部市ホームページより入手すること。

(6) 提出期限

令和5年6月5日(月)午後5時必着

(7) 提出先

綾部市役所行政デジタル推進課(12.事務局(問い合わせ先)参照)

7. 一次審査の概要

(1) 選定方法

参加者が4者以上の場合、選定委員会において提出書類を基に書類審査を行い、上位3者を選定する。

(2) 実施日

令和5年6月6日(火)

(3) 審査基準

① 審査項目・配点

項 目	配 点
①企業概要、業務実績、業務遂行能力	10点
②業務体制	10点
③業務の全体フロー、スケジュール等の適格性	10点
④提案内容等の適格性	10点
⑤見積金額	10点
合 計	50点

② 審査項目ごとの採点基準

配 点	特に優れて いる	優 れ て い る	普 通	やや劣る	劣 る
10点	10	8	6	4	2

(4) 審査結果の通知

審査結果は、参加者に対して文書及び電子メールで通知を行う。なお、参加者が3者以下のため一次審査を行わなかった場合もその旨通知を行う。

通知予定日：令和5年6月8日（木）

(5) 留意事項

審査結果に係る、電話等による問い合わせには応じないものとする。

参加者は審査結果に対して異議を申し立てることはできない。

8. 二次審査の概要

(1) 選定方法

一次審査通過者（参加者が3者以下の場合は参加者）の中から、提出書類に記載された内容等に加え、プレゼンテーション及びヒアリングにより、第2次選定委員会において審査し、最高得点を得た者を優先交渉権者として選定する。

(2) 実施日

令和5年6月16日（金）午後

※詳細は一次審査結果と併せて通知する。

※通知予定日：令和5年6月8日（木）

(3) 実施方法

①参加人数は特に制限しないが、最小限に留めること。

②持ち時間は1提案者あたり30分程度とし、あらかじめ提出された書類に基づくプレゼンテーション20分及びヒアリング10分を目安とする。

③提出された書類以外に別途プレゼンテーション用の資料を作成しないこと。

(4) 審査基準

①企画提案の審査項目および配点は以下のとおりです。

審査項目・審査の視点	順位（1位～3位）		
	A社	B社	C社
<p>LCM サービスについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・IT資産の選定・企画から廃止に至るまでのライフサイクル全体としてのLCMサービスについて、職員の業務改善や、PC導入・運用コストなど、サービスを提案する内容の優劣はどうか。 			
<p>PCの導入について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PCの初期設定（OSやOffice）や市が指定する各種設定にキッティングできる仕様になっているか。 			
<p>PCの運用支援について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PCの故障時対応において、PCが使用できない等の業務停止が発生しないような運用体制を構築しているか。 ・職員がすぐに分かるようなPCの管理体制となっているか。 ・故障対応に加え、各種問い合わせ対応ができるヘルプデスクを設置しているか。 ・PC等の廃棄におけるデータ消去について、情報漏洩などのデータセキュリティに万全を期した体制となっているか。 			
<p>業務実施体制等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務の履行にあたり、総括責任者、業務従事者等の体制や役割分担など実施体制が明確になっているか。 ・業務実施スケジュールに無理はないか。 			
<p>過去の実績等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該業務の円滑な実施が期待できる過去の実績等があるか（総括責任者および業務担当者の実績を含む） 			
<p>見積価格</p>			

順位合計数			
-------	--	--	--

②審査基準

◎ 3者より順位付けを行い、最も合計数が少ない者が優先交渉権を得る。

最も合計数が少ない応募者が複数となった場合、委員全員による投票によって選定する。

なお、投票によっても同得票となり、決しない場合は、選定委員会委員長が決する。

(5) 審査結果の通知

審査結果は、参加者に対して文書及び電子メールで通知を行う。

通知予定日：令和5年6月23日（金）

(6) 留意事項

①審査結果に係る、電話等による問い合わせには応じないものとする。

②提案者は審査結果に対して異議を申し立てることはできない。

9. 契約協議及び契約締結

(1) 「8. 二次審査の概要」に基づき選定された優先交渉権者と契約締結に向けた交渉を行う。

(2) 本プロポーザルは、優先交渉権者の選定を目的に実施するものであり、契約する業務内容は必ずしも企画提案内容に沿って実施するものではない。契約締結時において、優先交渉権者と本市との協議により改めて業務の詳細を定めた仕様書を作成するものとする。

(3) 契約交渉の結果、合意に至らなかった場合または「10. 失格事項」に該当する行為が判明した場合は、順次、次の順位以降の者を繰り上げて交渉を行う。

(4) 契約締結手続きは本市の契約規則に定める方法で行う。

10. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 同一の者が2つ以上の提出書類を提出した場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) 委託料上限額を超えた場合
- (6) 応募資格の要件を満たさなくなった場合
- (7) 提案に対して談合等、不正行為があった場合
- (8) その他選定委員会が不適切と認めた場合

11. その他留意事項

(1) 提出書類の作成、プレゼンテーション及びヒアリング等、本業務のプロポーザル

- に要する費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は、審査に必要な範囲において無償で複製することができるものとする。なお、書類等の返却は行わない。
 - (3) プレゼンテーション及びヒアリングは非公開で行うが、提出書類は公平性、透明性及び客観性を期するため、公表することがある。
 - (4) 提出書類の受理後の差し替え、追加、削除等は原則として認めない。
 - (5) 書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。
 - (6) 参加申請受理後、やむを得ず参加を取りやめる場合については、参加辞退届（任意様式）を必ず提出すること。
 - (7) 電子メールの通信事故等について、本市はいかなる責任も負わない。

1 2. 事務局（問い合わせ先）

〒623-8501 京都府綾部市若竹町 8 番地の 1

綾部市企画総務部行政デジタル推進課行政デジタル推進担当

TEL : 0773-42-4223

FAX : 0773-42-4406

MAIL : gyoseidigital@city.ayabe.lg.jp

仕様書

1. 件名
綾部市庁内ネットワークシステム用クライアント端末に係るLCM契約について
2. LCM 期間
契約締結日から令和6年3月31日まで
なお翌年度以降から令和10年3月31日までの契約期間延長ができるものとする。
※延長における契約方法については、別途協議を行うものとする。
3. 納入場所
綾部市役所企画総務部行政デジタル推進課
綾部市若竹町8番地の1
4. 対象機器及び台数
機器及び台数については、以下のとおりとする。なお、機器のメーカー及び機種は統一すること。

機種名	仕 様		台 数	
綾部市庁内ネットワークシステム用クライアント端末	OS	Windows 10 Pro 64bit	140	
	CPU	Corei5 第7世代以上		
	メモリ	8GB 以上		
	SSD	128GB 以上		
	ディスプレイ	15 型ワイド以上 (ノングレア)		
	インタフェース	USB ポート×3 以上 HDMI 端子 D-SUB 端子		
	カメラ	内臓		
	キーボード	JIS 標準配列準拠 (テンキー付)		
	通信機能	LAN		1000Base-T/100Base-TX/10Base-T
		無線 LAN		搭載
		Bluetooth		搭載
Office	Microsoft Office Home&Busines 2021			

5. 仕様
 - (1) LCM対象機器はリユース品も可とする。
 - (2) LCM対象機器は5年間の保守を行うこと。
 - (3) LCM対象機器を納入場所に搬入すること。なお、設置及び搬入前のセットアップ作業は、本市より別途指示する通りとし、必要に応じて本市と協議すること。
 - (4) LCM期間中における機器の保守を含むものとし、本市から、LCM対象機器が正常な使用において故障した旨の申し出を受けた場合、受注者は迅速に代替品と交換すること。なお、交換に要する機器郵送料以外の費用は受注者の負担とする。

- (5) LCM期間満了後の機器撤去については、本市の指定の場所より撤去すること。なお、撤去費用は受注者の負担とし、速やかに撤去すること。撤去対象機器は、受注者が撤去時に本市指定の場所にて設定情報の消去を行い、設定情報消去証明書を発行すること。
- (6) 受注者は、機器を納入するまでの期間において納入する機器の動作を保証するものとする。
- (7) 搬入時に不要になった梱包材については、受注者が引き取るものとする。
- (8) 受注者は搬入作業後、速やかに報告書を1部作製し、本市担当者の承認を受けること。
- (9) 受注者の責に帰すべき理由により、物件が損失及び損傷したときは、本市は受注者に対して対象機器の交換を求めることができる。
- (10) LCM対象機器にはLCM期間をシール等にて端末管理番号と合わせて明示すること。

6. 発注者の体制等

- (1) 発注者は、本契約の担当者を定め、受注者へ通知する。
- (2) 発注者は、企画総務部行政デジタル推進課が窓口となる。
- (3) 発注者は、打合せを行う場合、原則市役所開庁日の8時30分から17時15分までの間に行う。

7. 受注者の体制等

- (1) 受注者は、本契約の責任者を定め、発注者に通知すること。
- (2) 受注者は、打合せが行われた際は、議事録を作成し、打合せが行われた日から5営業日以内に発注者に提出すること。
- (3) 受注者は、進捗状況等について本市担当者から報告を求められた際は、速やかに応じること。
- (4) 受注者は、本契約に関し本市担当者から至急調整する旨連絡を受けた場合は、速やかに本市担当者と打ち合わせを行い、調整に当たること。
- (5) 受注者は、本市担当者と事前に協議し決定した納品のスケジュールを変更する場合は、必ず本市担当者へ変更内容を説明し承認を得た上で、実施すること。

8. 一般事項

- (1) 機器の搬入、搬出経費その他本契約の履行に必要な諸費用は、全て受注者の負担とする。
- (2) 受注者は、本契約の履行中において本市又は第三者に損害を及ぼした場合は、本市又は第三者に責がある場合を除き、その責を負うものとする。
- (3) 受注者は、本契約の履行中に事故が生じた場合は、本市担当者に対し速やかにその詳細について報告しなければならない。
- (4) 受注者は、本市の条例、規則及び関係法令を遵守しなければならない。
- (5) 受注者は、本契約の履行に際しての詳細な事項及び仕様書に記載のない事項については、本市担当者との協議の上決定することとする。

9. 担当者

綾部市役所企画総務部行政デジタル推進課 浜木
直通電話0773-42-4223

(様式第1号)

令和 年 月 日

綾 部 市 長 様

住 所
商号又は名称
法人番号
代表者職氏名

印

参加表明書

下記の業務について、提案資格の要件を満たしていることを確認した上で、プロポーザルへの参加を表明します。

また、本書及び添付書類等の内容については事実と相違ないことを誓約します。

業務名：綾部市庁内ネットワークシステム用クライアント端末に係るLCM契約について

1. 参加意向申出者

商号又は名称	
法人番号	
代表者職氏名	
住所	〒

2. 書類送付等連絡先

担当者所属	
担当者氏名	
住所	〒
電話・FAX番号	電 話 :
	F A X :
電子メールアドレス	

(様式第2号)

企業概要書

商号又は名称				
法人番号				
代表者氏名				
所在地				
電話番号		F A X 番号		
設立年月日				
貸借対照表総資本額				
損益計算書税引前当期利益				
常勤職員の数	技術職員	事務職員	その他の職員	合 計
	人	人	人	人
主たる営業品目				
本業務に係る部署名				
代表者氏名				
所在地				
電話番号		F A X 番号		
取扱業務				
その他特記すべき事項				

※令和5年4月1日時点の数値を記載すること。

※企業概要が分かる資料等があれば適宜添付すること。

※貸借対照表総資本額、損益計算書税引前当期利益は、直前営業年度の数値を記載すること。

(様式第3号)

業務実績書

商号又は名称	
法人番号	

業務実績①

発注者	
委託業務名	
業務内容	
契約期間	
契約金額 (税込)	

業務実績②

発注者	
委託業務名	
業務内容	
契約期間	
契約金額 (税込)	

※過去5年間（平成30年4月1日以降）において、同種・類似の事業に関する業務の履行実績を記載すること。

※各々に係る契約書の写しなど業務概要が分かる資料を添付すること。

※本調書は業務実績数に応じて複写して使用すること。

(様式第4号)

業務実施体制書

商号又は名称	
法人番号	

①総括管理者

氏名	
役職・年齢	(才)
保有資格	
業務経験日数	
主な業務実績①	業務名：
	内 容：
主な業務実績②	業務名：
	内 容：

②業務担当者

氏名	
役職・年齢	(才)
保有資格	
業務経験日数	
主な業務実績①	業務名：
	内 容：
主な業務実績②	業務名：
	内 容：

※契約期間を通して本業務に従事する総括管理者及び業務担当者を記載すること。

※本調書は担当者的人数に応じて複写して使用すること。

(様式第5号)

質問書

商号又は名称	
法人番号	

下記の業務に関する公募型プロポーザルについて、質問します。

業務名：綾部市庁内ネットワークシステム用クライアント端末に係るLCM契約について

質 問 事 項	質 問 内 容

※質問内容が容易に理解できるよう、出来る限り具体的に記載すること。

※質問書は、令和5年5月23日(木)午後5時(必着)までに提出すること。

※質問を受け付けたらその旨を電子メールで返信します。返信がない場合は電話等で確認してください。

※質問がない場合は提出不要です。

質問書提出先: gyoseidigital@city.ayabe.lg.jp (綾部市企画総務部行政デジタル推進課)

(様式第 6 - 1 号)

見 積 書

金 額	
事 業 名	綾部市庁内ネットワークシステム用クライアント端末に係る LCM 契約について
見 積 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・令和 5 年度に導入及び支援にかかる費用を見積すること。 ・見積金額は税別金額を記入すること。
<p>上記のとおり、綾部市庁内ネットワークシステム用クライアント端末導入における LCM サービスの公募型プロポーザル実施要項及び綾部市庁内ネットワークシステム用クライアント端末に係る LCM 契約仕様書を熟覧し見積の諸条件を諾の上、見積いたします。</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">令 和 5 年 月 日</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">綾 部 市 長 山 崎 善 也 様</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">住 所</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">氏 名 ㊞</p>	

(様式第 6 - 2 号)

見 積 書

金 額	
事 業 名	綾部市庁内ネットワークシステム用クライアント端末に係る LCM 契約について
見 積 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・令和 6 年度～令和 9 年度の今後 4 年間に必要と想定される費用の年度毎の費用を見積すること。 ・年度毎の記載方法は問いません。 ・見積金額は税別金額を記入すること。
<p>上記のとおり、綾部市庁内ネットワークシステム用クライアント端末導入における LCM サービスの公募型プロポーザル実施要項及び綾部市庁内ネットワークシステム用クライアント端末に係る LCM 契約仕様書を熟覧し見積の諸条件を諾の上、見積いたします。</p> <p>令和 5 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">綾 部 市 長 山 崎 善 也 様</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">氏 名 ㊞</p>	

綾部市公告第43号

次の書類は、送達を受けるべき者への送達が困難であるため、綾部市市民環境部市民・国保課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法第20条の2の規定により公告する。

令和5年5月19日

綾部市長 山 崎 善 也

(以下掲示済)

綾部市公告第 4 4 号

次の書類は、地方税法第 2 0 条の 2 の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市企画総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

令和 5 年 5 月 2 3 日

綾部市長 山 崎 善 也

(以下掲示済)

綾部市公告第45号

次の書類は、地方税法第20条の2の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市企画総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

令和5年5月23日

綾部市長 山 崎 善 也

(以下掲示済)

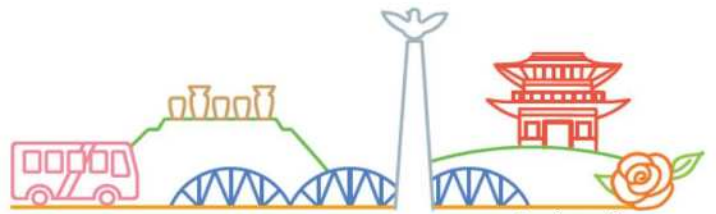
綾部市公告第46号

綾部市職員採用試験を次により実施します。

令和5年5月25日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 令和5年度綾部市職員採用試験を、別紙要項のとおり実施します。
- 2 本試験の合格者は、「令和5年度・令和6年度綾部市職員採用候補者名簿」に登載し、第3次試験合格発表以後必要に応じ採用します。



一人ひとりの幸せをみんなで紡いで
実現できるまち…綾部

令和5年度第1回 綾部市職員採用試験

事務職員・事務職員（デジタル人材）・社会福祉士・作業療法士・
保健師・土木技師・建築技師・電気技師・消防職員・天文技師



あなたのその『力』
綾部市民のために活かしてください！



1 試験区分、採用予定人員、受験資格及び職務内容

試験区分	採用予定人員	受験資格	職務内容
事務職員	若干名	平成7年4月2日以降に生まれた方で、最終学歴が学校教育法による大学(同程度と認めるものを含む。)を卒業若しくは令和6年3月までに卒業見込みの方	一般事務に従事
事務職員 (デジタル人材)	若干名	平成7年4月2日以降に生まれた方で、最終学歴が学校教育法による大学、短期大学又は高等専門学校(それぞれ同程度と認めるものを含む。)を卒業若しくは令和6年3月までに卒業見込みの方で、専門課程(IT系)を修得した方又は修得見込みの方	情報系システム関係業務に従事
社会福祉士	若干名	昭和63年4月2日以降に生まれた方で、社会福祉士の免許を有する方、又は採用までに資格取得見込みの方 なお、資格取得見込みでこの採用試験に合格した方が、採用までに資格取得ができなかった場合は、採用されません。	支援業務に従事
作業療法士	1名	昭和63年4月2日以降に生まれた方で、作業療法士の免許を有する方、又は採用までに免許取得見込みの方 なお、免許取得見込みでこの試験に合格した方が、令和6年に実施される国家試験に不合格になった場合は、採用されません	福祉関係業務に従事
保健師	若干名	昭和63年4月2日以降に生まれた方で、保健師の免許を有する方、又は採用までに免許取得見込みの方 なお、免許取得見込みでこの試験に合格した方が、令和6年に実施される国家試験に不合格になった場合は、採用されません	保健関係業務に従事
土木技師	若干名	昭和63年4月2日以降に生まれた方で、最終学歴が学校教育法による大学、短期大学又は高等専門学校(それぞれ同程度と認めるものを含む。)を卒業若しくは令和6年3月までに卒業見込みの方で、専門課程(土木)を修得した方又は修得見込みの方	土木関係業務に従事
建築技師	若干名	(1)昭和63年4月2日以降に生まれた方で、建築士(1級又は2級)の免許を有する方 (2)昭和63年4月2日以降に生まれた方で、最終学歴が学校教育法による大学、短期大学又は高等専門学校(それぞれ同程度と認めるものを含む。)を卒業若しくは令和6年3月までに卒業見込みの方で、専門課程(建築)を修得した方又は修得見込みの方	建築関係業務に従事
電気技師	若干名	昭和63年4月2日以降に生まれた方で、最終学歴が学校教育法による大学、短期大学又は高等専門学校(それぞれ同程度と認めるものを含む。)を卒業若しくは令和6年3月までに卒業見込みの方で、専門課程(電気)を修得した方又は修得見込みの方	電気関係業務に従事
消防職員	若干名	平成7年4月2日以降に生まれた方で、最終学歴が学校教育法による大学(同程度と認めるものを含む。)を卒業若しくは令和6年3月までに卒業見込みの方	消防・救急業務に従事
天文技師	若干名	昭和63年4月2日以降に生まれた方で、最終学歴が学校教育法による大学、短期大学又は高等専門学校(それぞれ同程度と認めるものを含む。)を卒業若しくは令和6年3月までに卒業見込みの方で、天文に関する専門的知識を有する方	天文館運営業務に従事

※すべての職種において地方公務員法第16条の各号のいずれかに該当する方は受験できません。

～ 地方公務員法第16条(抄) ～

- (1)禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2)当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3)日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

～ 綾部市の求める人物像 ～

“一人ひとりの幸せをみんなで紡いで実現できるまち・・・綾部”を目指し、綾部市職員として基本的な心構えと、常に市民の目線に立って熱意を持って職務に取り組める人材を求めています。

- (1) 人権意識の高い人間性豊かな職員
- (2) 市民から信頼される職員
- (3) 組織を活性化し、積極的に自己啓発に取り組む職員
- (4) 時代の変化に対応できる職員

2 試験の日時及び場所

	日 時	場 所
第1次試験	令和5年7月9日(日) 午前9時30分 (受付:午前9時から)	綾部市役所 (綾部市若竹町)
第2次試験	令和5年8月上旬 ※詳細は、第1次試験合格者にメールで通知します。	
第3次試験	令和5年9月上旬 ※詳細は、第2次試験合格者にメールで通知します。	

※ 自然災害や新型コロナウイルス感染症の影響等により、やむを得ず試験の日程・開始時刻を変更することがあります。その場合は、綾部市ホームページ(<http://www.city.ayabe.lg.jp/>)でお知らせします。

3 試験の内容

試 験 内 容		
第1次試験	一般教養試験 (全職種共通)	公務員として必要な一般知識及び教養についての筆記試験(社会、人文に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能)択一式。出題数40題。試験時間120分。試験問題は学歴別。
	適性検査 (全職種共通)	職員としての適応性を正確さ、迅速さ等の作業能力の面からみる筆記試験。出題数100題。試験時間10分。
	専門試験 (土木技師) (建築技師) (電気技師)	専門的知識についての筆記試験。択一式。出題数30題。試験時間90分～120分。試験問題は学歴別。

第2次試験	作文試験 (全職種共通)	文章表現力、課題に対する理解力、文章構成力等についての試験
	面接試験 (全職種共通)	人物評価
	体力測定 (消防職員)	体力診断テスト(握力、長座体前屈、反復横とび等) 運動適正テスト(立ち幅とび、上体起こし、20mシャトルラン等)
第3次試験	面接試験 (全職種共通)	人物評価

4 受験申込手続及び申込受付期間

申込書 入手方法	<p>申込書は、市役所職員課にて配布しています。</p> <p>綾部市ホームページ(http://www.city.ayabe.lg.jp/)からでもダウンロード可能です。</p>
申込方法	<p>採用試験申込書に必要事項を記入し、本人署名の上、最近6か月以内に撮影した本人の写真(上半身、無帽、正面向き)を貼り、申込先へ<u>直接持参又は郵送</u>してください。郵送で申し込まれる場合は、<u>必ず簡易書留郵便とし、表に「採用試験申込書在中」と朱書</u>してください。</p> <p>※インターネット(電子メール)での申込受付は行っておりません。</p> <p>※受験票が令和5年6月30日(金)までに到着しないときは、下記の申込先までご連絡ください。</p>
申込先	<p>〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1 綾部市 市長公室職員課 職員・人事担当 TEL 0773-42-4228</p>
受付期間	<p>令和5年5月26日(金)～令和5年6月16日(金) 午前8時30分～午後5時15分</p> <p>ただし、土曜日・日曜日・休日を除きます。</p> <p>郵送・持参ともに、締切日の午後5時15分までに申込先へ到着したものに限り受け付けます。</p> <p>※受付期間終了後は、どのような理由があっても受付できません。</p>
その他	<p>身体に障害があり、試験に際して配慮を要する場合は、あらかじめご連絡ください。</p>

※採用試験申込みにより取得した個人情報については、採用試験の目的以外には利用しません。

5 合格発表

- (1)第1次合格発表 令和5年7月26日(水)午前10時
綾部市ホームページに合格者の受験番号を掲載するとともに、合格者の方にはメールにて第2次試験(令和5年8月上旬開催)の案内を通知しますので、必ず内容を確認してください。
○綾部市ホームページ(掲載期間:令和5年8月1日(火)午前10時まで)
<http://www.city.ayabe.lg.jp/> ※電話等による合否の問い合わせには応じられません。
- (2)第2次合格発表 受験者本人に合否をメールにより通知します。
- (3)最終合格発表 受験者本人に合否をメールにより通知します。



6 合格から採用まで

- (1)この試験の最終合格者は、「令和5年度・令和6年度綾部市職員採用候補者名簿」に登載され、原則として令和6年4月1日に採用されますが、すでに基準学歴の学校を卒業されている場合は、令和5年度中の採用になる場合があります。なお、令和5年度・令和6年度綾部市職員採用候補者名簿は、令和7年3月31日まで有効です。
- (2)社会福祉士・作業療法士及び保健師合格者で、免許及び資格取得見込みでこの採用試験に合格した方が、令和6年3月末日までに資格が取得できなかった場合は、採用される資格を失います。
- (3)最終合格者は、採用予定人数に辞退者を見込んだ人数に加えて、欠員等の状況に応じて採用される人(採用待機者)を含みます。
- (4)最近では、最終合格者は本人の帰責による場合等を除いて全員採用されていますが、補欠合格者は、欠員等の状況に応じて採用を決定するため、必ずしも採用されるとは限りません。

消防職員として採用されると、消防学校で約半年間の研修を受けます。府内の他の消防本部の仲間とともに、寝食をともにしながら、消防士に必要な知識と教養を学び、災害現場で対応できる気力と体力を身に付けるための訓練等を行います。

また、消防学校卒業後は緊急時に対応するため、原則として綾部市内に居住することが必要となります。

7 給与、福利厚生等

区 分	大学の新卒者	短期大学の新卒者	高校の新卒者
初任給 (月額)	185,200円	167,100円	154,600円

- ※1 給与は、職員の給与に関する条例等に基づき支給されます。
- ※2 その他期末、勤勉、通勤手当等が支給されます。
- ※3 採用されるまでに条例等の改定が行われた場合は、その定めるところによります。
- ※4 既卒者については、規則で定められた基準に基づいて算出した額が初任給となります。
- ※5 採用された日から共済組合の組合員資格を取得し、医療保険や年金制度、健康管理等の福利厚生サービスを受けることができます。

8 試験結果の開示

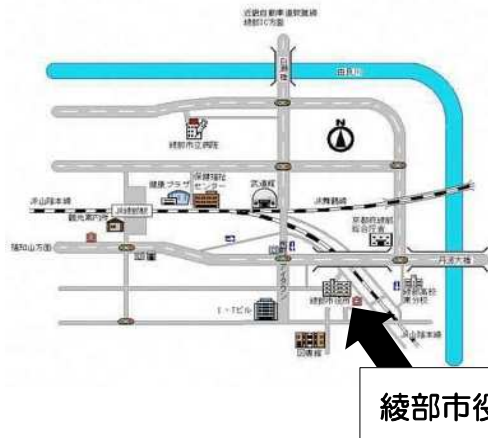
この試験結果については、綾部市個人情報保護条例第22条第1項の規定により、口頭で開示を請求することができます。

なお、電話、はがき等による請求では開示できませんので、受験者本人が、本人であることを証明する書類(受験票、運転免許証、学生証等)を持参の上、直接お越しください。

試験	第1次試験	第2次試験	第3次試験
開示請求できる者	不合格者	不合格者	不合格者
開示内容	第1次試験の順位及び総合得点	第2次試験の順位及び総合得点	第3次試験の順位及び総合得点
開示期間	令和5年7月26日(水)から1か月間(ただし、土、日曜日及び休日を除く。)	第2次試験合格発表の日(通知の日)から1か月間(ただし、土、日曜日及び休日を除く。)	最終合格発表の日(通知の日)から1か月間(ただし、土、日曜日及び休日を除く。)
開示場所等	綾部市役所本庁舎2階(綾部市市長公室職員課) 午前8時30分(開示期間の初日は午前10時)から午後5時15分まで		

試験会場(綾部市役所) 案内図

* 試験会場は駐車場に限りがあります。できるだけ公共交通機関をご利用ください。



【徒歩の場合】

JR綾部駅より約15分

【あやバスの場合】

JR綾部駅よりあやバス

志賀南北線「市役所前」下車すぐ。

または、あやバス上林線、

志賀南北線、東西線、西坂線、

篠田桜が丘線、黒谷線、西八田線、

紫水ヶ丘公園線

「西町二丁目」下車、徒歩約4分

* 綾部市職員採用試験は、皆様の申込みによって試験の準備が進められ、経費は、市民の方に納めていただいた税金が使われます。貴重な税金を有効に活用するためにも、試験の申込みをされた方は必ず受験いただきますようお願いします。



■問い合わせ先■

〒623-8501

京都府綾部市若竹町8番地の1

綾部市 市長公室 職員課 職員・人事担当

TEL 0773-42-4228



あなたのその『経験』活かしてください!

令和5年度 綾部市職員採用試験 ≪社会人経験枠≫



■ 募 集 職 種

事務職員・社会福祉士・保健師・
土木技師・建築技師・電気技師

～綾部市の求める人物像～

- (1) 人権意識の高い人間性豊かな職員
- (2) 市民から信頼される職員
- (3) 組織を活性化し、積極的に自己啓発に取り組む職員
- (4) 時代の変化に対応できる職員

■ 受 付 期 間

令和5年5月26日（金）～令和5年7月7日（金）

*持参の場合：土曜日・日曜日・休日を除きます。

受付時間は午前8時30分～午後5時15分です。

■ 申 込 に つ い て

≪申込書の入手方法≫

エントリーシートは、市役所職員課にて配布しています。

綾部市ホームページ (<http://www.city.ayabe.lg.jp/>) からダウンロード可能です。

≪申込方法≫

エントリーシートを綾部市役所職員課まで提出または郵送してください。郵送の場合は、必ず簡易書留郵便とし、表に「採用試験申込書在中」と朱書してください。

*インターネット（電子メール）での申込受付は行っておりません。

■ 問い合わせ先 ■ 〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1
綾部市市長公室 職員課 職員・人事担当
Tel.0773-42-4228

1 試験区分、採用予定人員、受験資格

試験区分	採用予定人員	受験資格	職務内容
事務職員	若干名	昭和53年4月2日以降に生まれた方で、最終学歴が学校教育法による大学、短期大学又は高等専門学校及び高等学校(それぞれ同程度と認めるものを含む。)を卒業した後、民間企業等に通算して3年以上勤務した経験を有する方	一般事務に従事
社会福祉士	若干名	昭和53年4月2日以降に生まれた方で、社会福祉士の資格を有する方のうち、通算して3年以上社会福祉士の職務経験を有する方	支援業務に従事
保健師	若干名	昭和53年4月2日以降に生まれた方で、保健師の免許を有する方のうち通算して3年以上保健師業務の職務経験を有する方	保健関係業務に従事
土木技師	若干名	昭和53年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による高等学校卒業程度の学力を有する方(学歴は問わない。)のうち通算して3年以上土木関係の設計業務、施工管理等の職務経験を有する方	土木関係業務に従事
建築技師	若干名	(1)昭和53年4月2日以降に生まれた方で、建築士(1級又は2級)の免許を有する方のうち民間企業等に通算して3年以上勤務した経験のある方 (2)昭和53年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による高等学校卒業程度の学力を有する方(学歴は問わない。)のうち通算して3年以上建築関係の設計業務、施工管理等の職務経験を有する方	建築関係業務に従事
電気技師	若干名	昭和53年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による高等学校卒業程度の学力を有する方(学歴は問わない。)のうち通算して3年以上電気関係の設計業務、施工管理等の職務経験を有する方	電気関係業務に従事

<職務経験について(全職種共通)>

民間企業等における職務経験には、民間企業の従業員、公務員、自営業者等として就業していた期間が該当します。ただし、以下の点に注意してください。

- ①「通算3年以上の職務経験」とは、令和5年3月31日までに、週30時間以上の勤務実績が通算で3年以上であることを要します。なお、休業等(1ヶ月以上の病気休暇、育児休業)の期間は、勤務実績として通算できません。
- ②職務経験が複数期間の場合は、通算できます。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合はいずれか一の職歴に限ります。
- ③設計又は施工管理の経験とは、土木、電気又は建築構造物の築造・改修工事についての設計や、監理技術者、現場代理人等としての施工管理経験が該当します。

※すべての職種において地方公務員法第16条の各号のいずれかに該当する方は受験できません。

～ 地方公務員法第16条(抄) ～

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

～ 綾部市の求める人物像 ～

“一人ひとりの幸せをみんなで紡いで実現できるまち・・・綾部”を目指し、綾部市職員として基本的な心構えと、常に市民の目線に立って熱意を持って職務に取り組める人材を求めています。

- (1) 人権意識の高い人間性豊かな職員
- (2) 市民から信頼される職員
- (3) 組織を活性化し、積極的に自己啓発に取り組む職員
- (4) 時代の変化に対応できる職員

2 試験の内容

区分	試験内容
第1次試験	書類選考試験:エントリーシートを審査し、合格基準点に達する者を選考
第2次試験	作文試験:文章表現力、課題理解力、文章構成力を評価 面接試験:人物評価
第3次試験	理事者面接試験:人物評価



3 受験申込手続

エントリーシート入手方法	綾部市ホームページ(http://www.city.ayabe.lg.jp/)からエントリーシートをダウンロードしてください。 *プリントアウトする場合は、必ずA4版サイズの白紙に黒色インクで印刷してください。 *ダウンロードできない場合は職員課までご連絡ください。
申込方法	エントリーシートに必要事項を記入し、本人署名の上、最近6か月以内に撮影した本人の写真(上半身、無帽、正面向き)を貼り、下記申込先へ <u>直接持参又は郵送</u> してください。 郵送で申し込まれる場合は、 <u>必ず簡易書留郵便とし、表に「採用試験エントリーシート在中」と朱書してください。</u> ※インターネット(電子メール)での申込受付は行っておりません。

申 込 先	〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1 綾部市 市長公室職員課 職員・人事担当 TEL 0773-42-4228
受付期間	令和5年5月26日(金)～令和5年7月7日(金) *持参の場合:土曜日・日曜日・休日を除きます。 受付時間は午前8時30分～午後5時15分です。
そ の 他	身体に障害があり、試験に際して配慮を要する場合は、あらかじめご連絡ください。

※試験申込みにより取得した個人情報については、採用試験の目的以外には利用しません。

4 合格発表

- (1)第1次試験合格発表 受験者本人に合否を通知します。
 (2)第2次試験合格発表 受験者本人に合否を通知します。
 (3)最終合格発表 受験者本人に合否を通知します。

※電話等による合否の問い合わせには応じられません。

5 採用時期

この試験の最終合格者は、「令和5年度・令和6年度綾部市職員採用候補者名簿」に登載され、原則として令和6年4月1日に採用されますが、すでに基準学歴の学校を卒業されている場合は、令和5年度中の採用になる場合があります。なお、令和5年度・令和6年度綾部市職員採用候補者名簿は、令和7年3月31日まで有効です。

6 給与、福利厚生等

(令和5年4月1日現在)

区 分	大学の新卒者	大卒 32歳 職務経験10年
初任給 (月額)	185,200円	274,600円

- ※1 給与は、職員の給与に関する条例等に基づき支給されます。
 ※2 その他期末、勤勉、通勤手当等が支給されます。
 ※3 採用されるまでに条例等の改定が行われた場合は、その定めるところによります。
 ※4 既卒者については、規則で定められた基準に基づき算出した額が初任給となります。
 ※5 採用された日から共済組合の組合員資格を取得し、医療保険や年金制度、健康管理等の福利厚生サービスを受けることができます。

■問い合わせ先■
 〒623-8501
 京都府綾部市若竹町8番地の1
 綾部市 市長公室 職員課 職員・人事担当
 TEL 0773-42-4228

綾部市公告第47号

大規模改修事業（小学校）、綾部小学校エレベーター整備工事（建築本体工事）に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による公募型指名競争入札とします。

令和5年5月29日

綾部市長 山崎 善也

1 工事概要

- (1) 工事番号 第505 14号
- (2) 工 事 名 綾部小学校エレベーター整備工事（建築本体工事）
- (3) 工事場所 綾部市上野町（別添位置図参照）
- (4) 工事内容 本工事は、綾部小学校におけるエレベーター等の整備を行うものです。学校敷地内の工事であるため、作業時間、進入路等の制約もあり、児童への安全確保や環境対策には万全の配慮が必要です。
- (5) 工事概要 管理棟 BF1、1～3F エレベーター新設 1基
低学年棟 1～3F エレベーター新設 1基
各所スロープ設置 6箇所
上記に伴う建築本体工事、昇降機設備工事 一式
- (6) 予定工期 令和5年 6月27日から
令和6年 2月21日まで（240日間）

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加申請に基づき、本市が資格認定した者とします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ないものでないこと。
- (2) 令和5年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿に建築工事のA等級で登録されており、令和5年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者であること。また、申請日時点において綾部市の指名停止又は市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 建設業法第15条の規定による特定建設業の許可を建築工事について受けているものであること。
- (4) 令和5年度の指名競争入札参加資格審査結果通知書で、建築工事の総合評点が750点以上であること。
- (5) 建築工事に係る綾部市発注工事で、令和4年1月1日から令和4年12月31日の間において、完了工事の成績評点が65点に満たない評定を受けていないこと。

- (6) 請負金額1,000万円以上(合併発注や特命随契との合計額でも可)の建築工事の施工実績を有していること。ただし、この施工実績は公共工事で申請者の元請実績とし、民間工事や下請実績は認めません。また、この施工実績はコリンズ又は請負契約書などで確認できること。
- (7) 建築工事に係る技術者を、主任技術者又は監理技術者として工事現場に配置し得ること。
- (8) 配置予定とする現場代理人の技術資格・工事経験については問わないが、現場代理人、主任技術者又は監理技術者は、申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この公募型指名競争入札参加申請書の申請日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。
- (9) 各営業所における専任の技術者は、本工事の監理技術者にはなれません。

3 提出書類

(1) 公募型指名競争入札参加申請書

- ・電子入札システムから公募型指名競争入札参加申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は、「紙入札方式参加承諾願」(別記様式-1)とともに「公募型指名競争入札参加申請書」(別記様式-2)2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 技術資料及び資格者証等の写し

- ・電子入札システムで、公募型指名競争入札参加申請書の添付資料に技術資料及び資格者証の写しを添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。紙入札希望業者は、(1)の承諾願及び申請書とともに「技術資料」(別記様式-3)及び資格者証の写しを監理課へ持参により提出すること。
- ・「同種工事又は類似工事の施工実績」には、2(6)に該当する工事を記載し、資料としてコリンズ又は請負契約書の写し及び工事内容の確認できる資料を添付すること。(コリンズを添付する場合は請負契約書等の写しは不要とします。)
- ・「当該工事に配置予定の現場代理人、主任技術者又は監理技術者の資格」には、それぞれ配置予定者について記載することとし、主任技術者又は監理技術者の法令による免許欄には、2(7)に該当する技術資格を記載し、資料として技術者証の写しを添付すること。
- ・2(8)を確認する資料として、所属建設業者と直接的な雇用の確認ができる書類を添付すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

- ①期間 令和5年5月29日(月)午前9時から
- ②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。
(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課 契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は930円です。

(2) 入札参加申請書の受付

- ①期間 令和5年6月1日（木）午前9時から午後6時まで
令和5年6月2日（金）午前9時から正午まで
ただし、紙入札希望業者の提出で6月1日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加者への通知

- (1) 入札通知書及び非指名通知書については、令和5年6月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。
- (2) 非指名通知書を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面により非指名理由についての説明を求めることができます。

6 設計図書等に関する質疑の受付及び回答

- ① 期間 令和5年6月8日（木）から
令和5年6月9日（金）正午まで
- ②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。
- ③対象 指名業者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 令和5年6月12日（月）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①期間 令和5年6月16日（金）午前9時から午後6時まで
令和5年6月19日（月）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は6月16日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、6月19日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。
(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Acceptor/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和5年6月20日(火) 午前9時30分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

(1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札通知までは受け付けません。

(2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。

(3) 入札通知後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。

(4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不相当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。

(5) 配置予定の現場代理人、主任技術者又は監理技術者が、他の工事の受注等により配置できないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

(6) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱

うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－ 1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工 事 名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－ 2

公募型指名競争入札参加申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名

⑩

電 話 番 号
F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る公募型指名競争入札に参加を希望したく、
添付書類を添えて提出します。

なお、本申請書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓
約します。

記

工事番号
工 事 名
工事場所
添付書類

技術資料（添付資料及び資格者証等を含む）

様式 - 3

技 術 資 料

住 所

名 称

1 同種工事又は類似工事の施工実績

工事名称等	工事名称		
	発注機関名		
	施工場所		
	契約金額		
	工 期	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	受注形態等	単体／J V（出資比率 %）	単体／J V（出資比率 %）
工事概要等			
技術的特記事項			

2 当該工事に配置予定の現場代理人、主任技術者又は監理技術者の資格

区 分		現 場 代 理 人	主任技術者又は監理技術者
従事予定者名			
所属会社名			
生年月日（年齢）			
最終学歴			
法令による免許 （取得年月日） （登録番号）	
現在の受持工事	工事名		
	施工場所		
	工 期	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	従事役職		
	重複する 場 合 の 対 応 措 置

区 分		現 場 代 理 人	主任技術者又は監理技術者
従事予定者名			
所属会社名			
生年月日（年齢）			
最終学歴			
法令による免許 （取得年月日） （登録番号）	
現在の受持工事	工事名		
	施工場所		
	工 期	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	従事役職		
	重複する 場 合 の 対 応 措 置



綾部小学校エレベーター整備工事 付近見取り図 1/2,500

綾部市教育委員会告示第8号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条の規定により、令和5年度第2回（5月）綾部市教育委員会会議を次のとおり招集する。

令和5年5月24日

綾部市教育委員会

教育長 村上元良

- 1 日 時 令和5年5月29日（月）13時30分から
- 2 場 所 綾部市役所 教育委員会事務局（教育長室）
- 3 付議事項
 - ・議第13号 綾部市部活動地域移行検討協議会設置要綱の制定について
 - ・議第14号 綾部市図書館設置及び管理に関する条例の一部改正について
 - ・議第15号 綾部市図書館管理及び運営規則の一部改正について
 - ・議第16号 綾部市図書館協議会委員の任命について
 - ・議第17号 令和5年度綾部市一般会計補正予算（第3号）について

綾部市教育委員会告示第9号

綾部市部活動地域移行検討委員会設置要綱を次のように定める。

令和5年5月29日

綾部市教育委員会
教育長 村上元良

綾部市部活動地域移行検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 綾部市立中学校における望ましい部活動の在り方や地域移行等について検討し、協議するため、綾部市部活動地域移行検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから綾部市教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) スポーツ団体又は文化団体の代表者
- (3) 学校関係者
- (4) 保護者の代表者
- (5) 行政関係者

(任期)

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集しその議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育委員会事務局において行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

教育委員会告示

- 1 この告示は、令和5年6月1日から施行する。
- 2 この告示の施行後、第2条第2項の規定により最初に委嘱し、又は任命する委員の任期は、第3条第1項の規定にかかわらず、令和8年3月31日までとする。

綾部市選挙管理委員会告示第20号

綾部市条例の制定又は改廃の請求及び綾部市の事務の執行に関する監査の請求並びに合併協議会設置の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の50分の1の数は、次のとおりである。

令和5年6月1日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

542人

綾部市選挙管理委員会告示第21号

綾部市議会の解散の請求並びに綾部市の議会議員、市長、副市長、選挙管理委員、監査委員及び教育委員会の委員の解職の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和5年6月1日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

9, 0 2 1人

綾部市選挙管理委員会告示第22号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の6分の1の数は、次のとおりである。

令和5年6月1日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

4, 511人